

山口大学医学会中村賞規定

第1条 この規定は、山口大学医学会会則第4条第2項の規定により、故中村正二郎山口大学長の遺志による奨学寄附金を基金として、山口大学医学会に学会賞の制度を設け、その授与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 本学会賞は、山口大学医学会中村賞(以下「本賞」という。)と称し、応募時点で継続して会員歴3年を有する山口大学医学会会員であり、次のいずれかの業績を挙げた者のうちから審査により授与する。

一 極めて独創性に富む業績若しくは医学の水準を著しく向上せしめたと認められる業績

二 将来の発展が著しく期待される研究業績

2 本賞の授賞の対象となる研究業績は、応募開始日から過去3年以内に受理された応募者が筆頭著者の論文若しくは著書とし、共同研究業績も授賞対象とする。

3 既に、他の学会賞、山口大学医学部同窓会霜仁会「霜仁会学術振興賞・社会活動部門賞」または、山口大学大学院医学系研究科「いのちのために賞」を受賞したあるいは応募中のものは対象より除外する。

4 応募業績は山口大学の業績及びその関連施設に限る。

第3条 本賞に応募しようとする者は、次の必要書類等を作成し、毎年1月1日から3月末日迄に学会事務局を経て会長に提出するものとする。

一 業績審査願1通

二 履歴書1通

三 推薦書(評議員による他薦)

四 業績別冊7部

五 業績内容の説明、1600字以内1通

六 共著者全員の署名

第4条 応募業績の審査は、審査委員会で行う。審査委員会は新旧の総務幹事により構成され、毎年新たに山口大学医学会長が委嘱する。審査委員長は総務幹事の互選により決める。

2 審査は総会開催日の約1ヶ月前までに終了するものとする。

第5条 本賞の受賞者には、表彰状及び奨励金を授与して表彰する。

2 本賞の授与は総会において行う。

第6条 本賞の受賞者は、授賞の対象となった研究業績を山口大学医学会学術講演会で発表するものとする。

附則

この規定は、令和3年10月10日から施行する。なお、従前の山口大学医学会中村賞内規は廃止する。